

国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るため地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、3年ごとに都道府県国民健康保険運営方針の見直しが行われている。

2020年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国民健康保険は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険税（料）の負担率が高い」という構造的問題を抱えている」と指摘している。

コロナ禍において、住民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国民健康保険制度は命を守る制度として改善が緊急に求められている。

しかし、政府のガイドラインとそれに伴う国民健康保険法の改正では、地方自治の本旨を侵害し、国民健康保険制度の構造的問題解決を妨げる施策が含まれている。

都道府県国民健康保険運営方針に「保険税（料）の平準化」と「財政均衡」に向けた取組を明記することを努力義務としている。国民健康保険制度の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに保険税（料）の大幅引上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、新型コロナウイルス感染症で苦しむ県民生活を追い込むものとなる。今後も、住民生活を守るために「平準化、財政均衡」の記載必須義務化に反対し、国の財政支援のさらなる強化、法定外繰入れ等により高すぎる保険税（料）を引き下げるなど、市町村による保険税（料）決定、自主性を尊重するよう強く求めるものである。

都道府県国民健康保険運営方針で保険税（料）水準統一の年度を定めた都道府県はごく少数であり、「議論する」とどめた自治体もある。拙速な「平準化」や「繰入れ解消」は保険税（料）の大幅引上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになる。

さらに政府は普通調整交付金まで見直し、医療費が高くなれば交付金を削ろうとしているが、このことは地方自治の根幹を揺るがす圧力にほかならない。

よって、うるま市議会は、コロナ禍における県民の生活困窮にも鑑み、下記の項目のとおり、地方自治の本旨に基づき、国民健康保険制度を改善するよう要請する。

## 記

1. 統一保険税（料）を市町村に強制しないこと。
2. 一般会計からの法定外繰入れは市町村の権限であることを確認し、禁止しないこと。
3. 以下の項目について県から国へ要請すること。
  - (1) コロナ禍の影響を鑑みた国保運営とすること。特に保険税（料）減免を2020年度と同様に全額国の負担で拡充普及すること。国民健康保険法第44条の一部負担金減免にも新型コロナウイルス感染症による影響を災害とみなして適用し、国の財政支援を行うこと。
  - (2) 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険税（料）を引き下げること。
  - (3) 保険税（料）大幅引上げにつながる「財政均衡」を都道府県国民健康保険運営方針記載必須義務にしないこと。
  - (4) 統一保険税（料）を県や市町村に強制しないこと。
  - (5) 一般会計からの法定外繰入れは市町村の権限であり、禁止しないこと。
  - (6) 国の財政支援により就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除とすること。
  - (7) 保険者努力支援制度に、法定外繰入れなど住民生活を守る施策へのペナルティは盛り込まないこと。
  - (8) 所得調整機能を損なう普通調整交付金見直しの検討をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年10月4日

沖縄県うるま市議会

あて先 沖縄県知事